

## まえがき

### 本指針の位置づけ

本指針は、都市公園において子どもにとって安全な遊び場を確保するため、子どもが遊びを通して心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけてゆく「遊びの価値」を尊重しつつ、子どもの遊戯施設の利用における安全確保に関して、公園管理者が配慮すべき事項を示すものである。

#### (解説)

- 1) 都市公園とは、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定されている都市公園をいう。
- 2) 都市公園における公園施設の安全確保については、都市公園法施行令第6条に「公園施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものでなければならない」と規定されており、公園管理者が遵守すべき基本的な事項は示されている。
- 3) 本指針は、都市公園法施行令第6条を踏まえ、都市公園法第21条に規定されている、国による都市公園の行政及び技術に関する助言の一環として、都市公園の遊戯施設のうち、主として子どもの遊びに供することを目的としたものの安全確保に関して、配慮すべき事項を示したものである。

#### 参考資料（都市公園法第21条）

国土交通大臣は、都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は、市町村に対し、都市公園を保全し、その他都市公園の整備を促進するため都市公園の行政又は技術に関し必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

- 4) 本指針は、都市公園における遊戯施設の安全確保について、公園管理者が、遊戯施設の計画・設計、製造・施工、維持管理、利用の各段階にわたり、利用者などとともに取り組むべき事項を示したものである。これらの業務を外部に委託・請負する場合には、請負者（受託者も含む）に対し、同様の対応を求めるものとする。
- 5) なお、本指針については、遊戯施設の利用実態などを踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

## 対象と適用範囲

本指針の対象は、都市公園法施行令第4条に規定する遊戯施設のうち、主として子どもの利用に供することを目的として、地面に固定されているものとする（以下、「遊具」という）。

ただし、管理者などが常駐し施設の管理だけでなく遊びを指導し見守っている遊び場に設置された遊具や特別な利用を目的として製造又は改造された遊具については、一般の遊具とは利用形態が異なり、個別に安全確保を行うべき遊具であることから、本指針の対象としない。

本指針の対象となる遊具の利用者は、幼児から小学生（おおむね3歳から12歳）を基準とし、このうち幼児の利用については、保護者が同伴していることを前提とする。

### （解説）

- 1) 本指針の対象となる施設は、都市公園法施行令第4条に規定されている遊戯施設のうち、主として子どもの利用に供することを目的として、本体の一部が設置面に固定されているもの（ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、複合遊具、その他これらに類するもの）とし、以下「遊具」という。フィールドアスレチックコースなどの健康や体力の保持増進などを目的に設置されている施設は、対象とする年齢や設置目的、利用形態が異なることから対象としない。

参考資料（都市公園法施行令第4条第3項）

法第2条第2項第4号の政令で定める遊戯施設は、ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣り場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するものとする。

- 2) 「冒険遊び場」のように施設の管理に加え、遊びを指導し見守る管理者等（プレーリーダーなど）が常駐する遊び場に設置されている遊具は、一般の遊具とは設置目的や利用形態が異なることから対象としない。
- 3) 特別な利用を目的として製造もしくは改造された遊具（例：視覚障害者用のセンサー付き遊具や車椅子での利用のためのラダーなど）については、設置目的に応じて個別に安全確保を行うべき遊具であり対象としない。なお、健常者と身体障害者が共用できる遊具の安全確保については、原則として本指針による。
- 4) 遊具は、子どもの身体モジュールや発育発達段階に応じて配慮すべき事項が異なるため、本指針の対象となる遊具の利用者は、幼児から小学生（おおむね3歳から12歳）を基準とし、身体的能力などが十分でない幼児（おおむね3歳から小学校就学前の者）については、保護者が同伴

していることを前提とする。また、3歳未満の乳幼児にあつては、保護者による安全確保が必要であり、遊具を利用する場合には、常時保護者等とともに利用することを前提とする。

参考資料 (利用年齢に関する事項)

E N (欧州規格)	C P S C (消費者製品安全委員会)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な年齢は示されていない。</li> <li>・0～3歳の子どもに保護者が必要であることを認識して草案された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・このハンドブックの推奨は、典型的な利用者である2～12歳までの年齢層を想定したものである。</li> <li>・学齢前(2～5歳まで)と学齢期(5～12歳まで)に区分。</li> </ul>